

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「八五七人」を「八四二人」に改める。

第二条中「二万七百七十五人」を「二万七百四十四人」に改める。

附 則

この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

## 理 由

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少とともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。

区 分	員 数
高等裁判所長官	八人
判事	二、一五五人
判事補	八四二人
簡易裁判所判事	八〇六人

現 行

第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。

区 分	員 数
高等裁判所長官	八人
判事	二、一五五人
判事補	八五七人
簡易裁判所判事	八〇六人

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万七百四十四人とする。

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万七百七十五人とする。

# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

## 【説明資料】

法務省大臣官房司法法制部

## 資料目次

1	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要	1
2	裁判官の定員の減員等	2
3	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の施行日について	3
4	別紙（1～4）	5

# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法務省

## 1 改正の必要性及び趣旨

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

## 2 法律案の内容

### (1) 判事補の員数を15人減少すること（第一条関係）

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を15人減少しようとするもの。

### (2) 裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少すること（第二条関係）

事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、裁判所事務官を39人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を70人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少しようとするもの。

## 3 施行期日

令和5年4月1日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日

1 裁判官の定員の減員

区分	理由	減員数
判事補	事件動向及び充員状況を踏まえた定員の見直し	15

2 裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区分	増員		減員		増減計
	理由	員数	理由	員数	
裁判所 速記官			録音反訳方式の導入 による逐語録作成事務 の効率化	-5	-5
裁判所 事務官	(1) 事件処理の支援のた めの体制強化 (2) 国家公務員のワーク ライフバランス推進	39	事務処理の合理化	-47	-8
技能労 務職員			庁舎管理業務の合理 化	-18	-18
合 計		39		-70	-31

平成23年以降、改正法案の施行日を「4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」としている理由について

1 裁判所職員の定員には、裁判所職員定員法において定められる定員（以下「法律定員」という。）と一般会計予算において定められる定員（以下「予算定員」という。）とがあるが、両者は、いずれも、裁判所の事務を遂行するために必要な職員の員数という観点から定められるものであるから、基本的に一致すべきものであり、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）の施行日については、会計年度の初日である4月1日とすることが望ましい。

2 また、平成22年度までは、判事補から判事となる者の判事任官日が毎年4月初旬であったことから、改正法案の成立が4月以降にずれ込むと、判事への任官の一部抑制や人事異動の凍結といった深刻な事態を招来し、裁判の運営そのものに重大な支障を来すことを理由に、改正法案を日切れ扱いとして4月1日を施行日とする形での法改正を行ってきた。

しかし、平成11年度に実施された司法修習制度の変更（司法修習53期以降は、修習期間が約2年から約1年6か月に短縮された。）により、平成23年度からは、判事補から判事となる者の判事任官時期が10月以降となつたため（注）、改正法案の成立が4月以降にずれ込んだとしても、直ちに上記のような裁判の運営に重大な支障を生じることにはならないことから、平成23年以降、改正法案を日切れ扱いにしないこととしたものである。

3 もっとも、法律定員と予算定員をなるべく一致させるべきであることは、前記1のとおりであって、仮に改正法案の成立が4月以降にずれ込んだとしても、可及的に近付けるべきであることに変わりはない。

4 以上のことから、平成23年以降、改正法案については、その施行日を「4

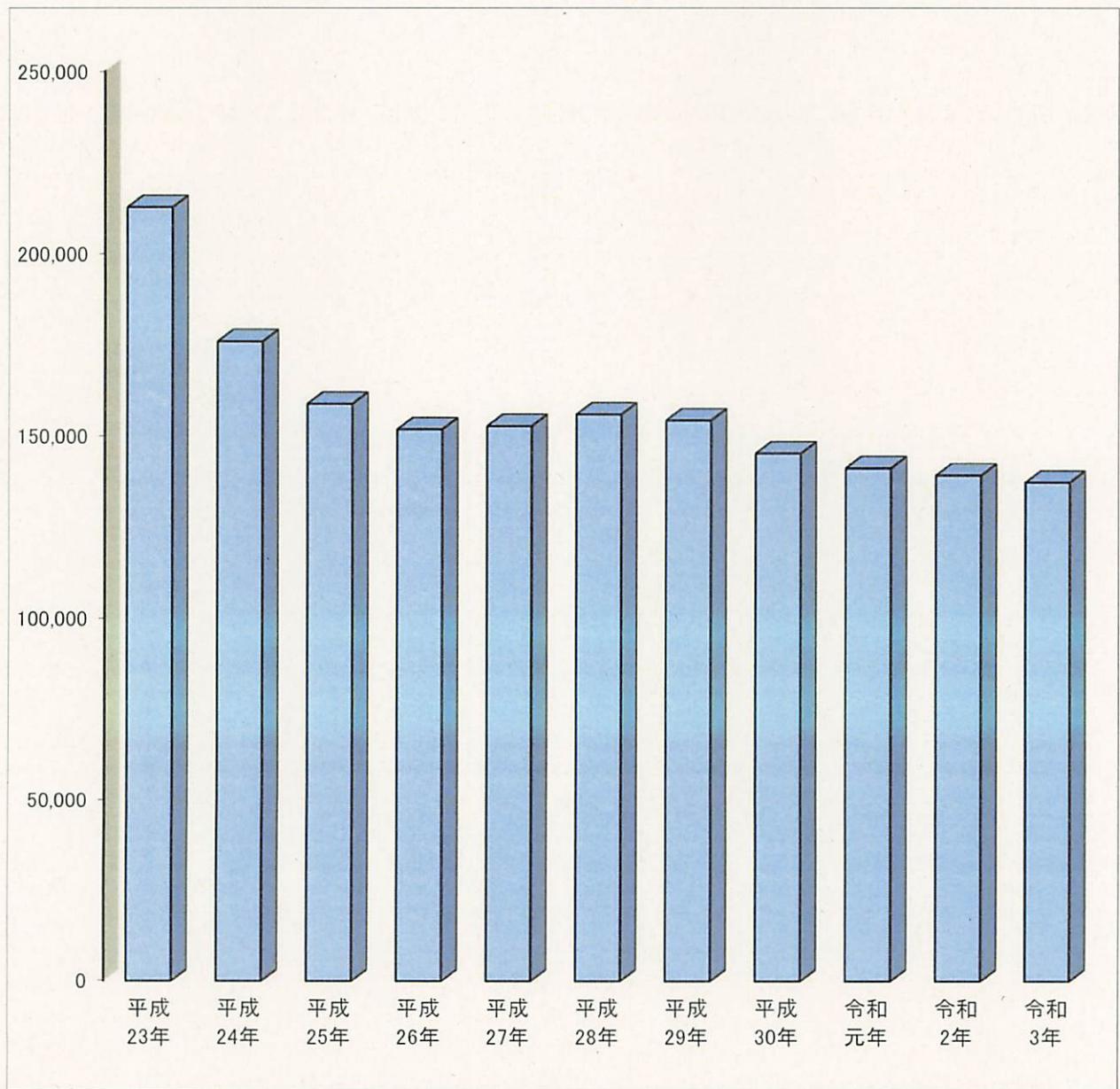
月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」と定めている。

注) 判事任官時期

修習期	修習期間	判事補任官時期	判事任官時期
52期	約2年	平成12年4月	平成22年4月
53期	約1年6か月	平成12年10月	平成22年10月
54期	約1年6か月	平成13年10月	平成23年10月
55期	約1年6か月	平成14年10月	平成24年10月
56期	約1年6か月	平成15年10月	平成25年10月
57期	約1年6か月	平成16年10月	平成26年10月
58期	約1年6か月	平成17年10月	平成27年10月
59期	約1年6か月	平成18年10月	平成28年10月
現行60期	約1年4か月	平成19年9月	平成29年9月
新60期	約1年	平成20年1月	平成30年1月
現行61期	約1年4か月	平成20年9月	平成30年9月
新61期	約1年	平成21年1月	平成31年1月
現行62期	約1年4か月	平成21年9月	令和元年9月
新62期	約1年	平成22年1月	令和2年1月
現行63期	約1年4か月	平成22年9月	令和2年9月
新63期	約1年	平成23年1月	令和3年1月
現行64期	約1年4か月	平成23年9月	令和3年9月
新64期	約1年	平成24年1月	令和4年1月
現行65期	約1年4か月	平成25年1月	令和5年1月(予定)
新65期	約1年	平成25年1月	令和5年1月(予定)
66期	約1年	平成26年1月	令和6年1月(予定)

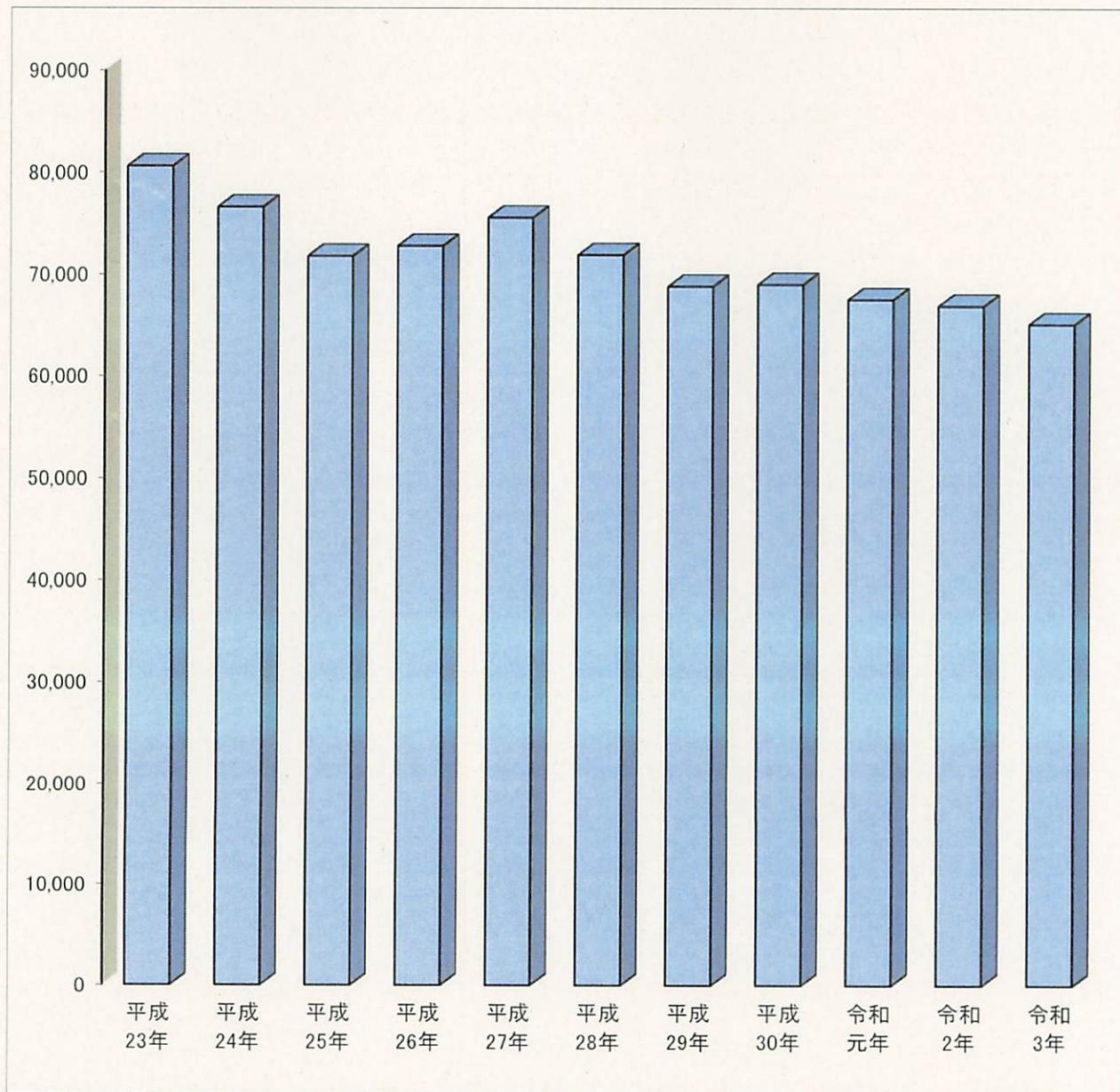
### 民事訴訟事件（地方裁判所）

年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新受総数	212,596	175,765	158,660	151,637	152,529	155,740	154,102	145,038	141,060	139,104	137,185
対前年比	—	82.7%	90.3%	95.6%	100.6%	102.1%	98.9%	94.1%	97.3%	98.6%	98.6%



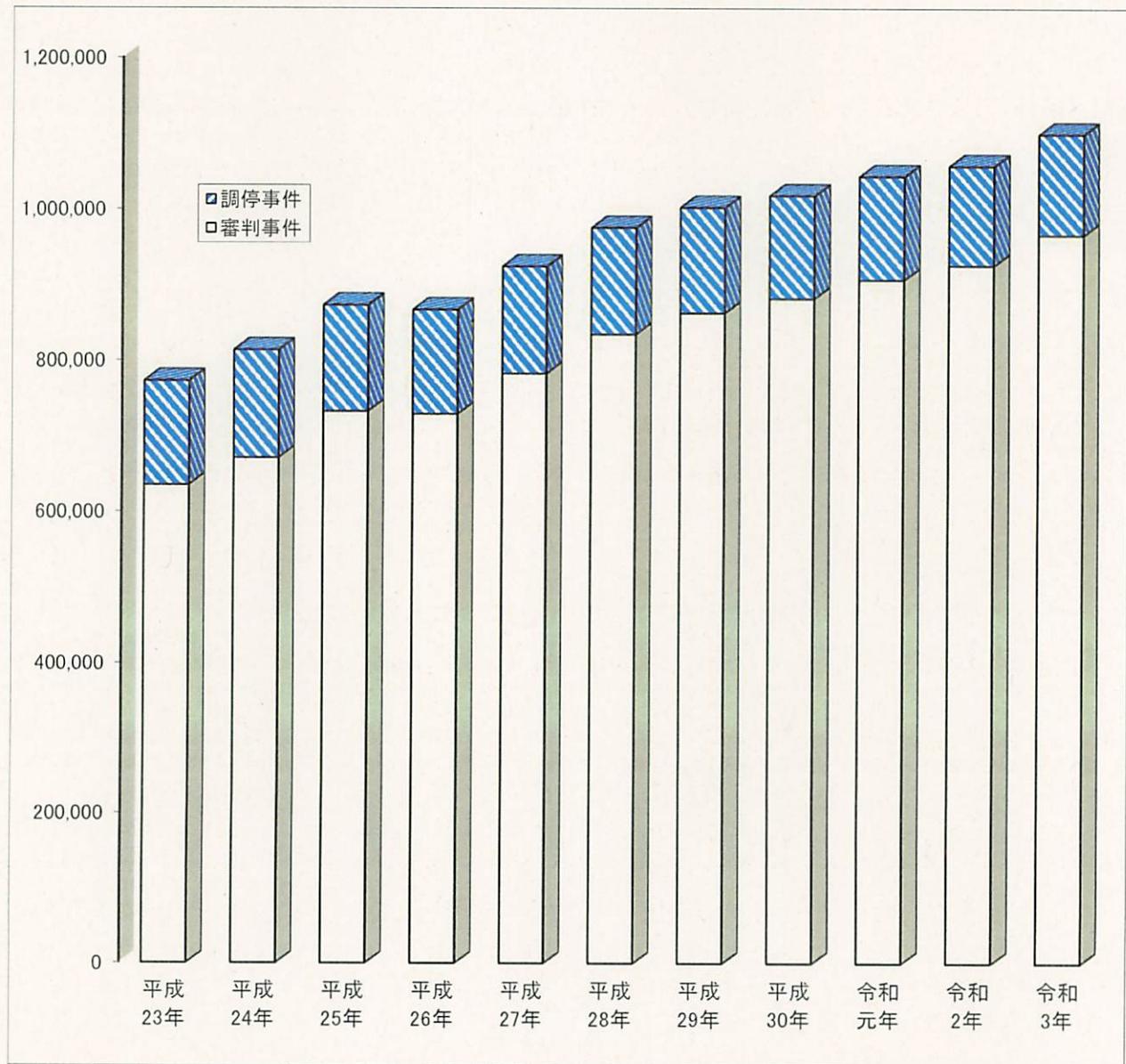
### 刑事訴訟事件（地方裁判所）

年次	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
新受総数	80,608	76,588	71,771	72,776	75,566	71,900	68,830	69,028	67,554	66,939	65,151
対前年比	—	95.0%	93.7%	101.4%	103.8%	95.1%	95.7%	100.3%	97.9%	99.1%	97.3%



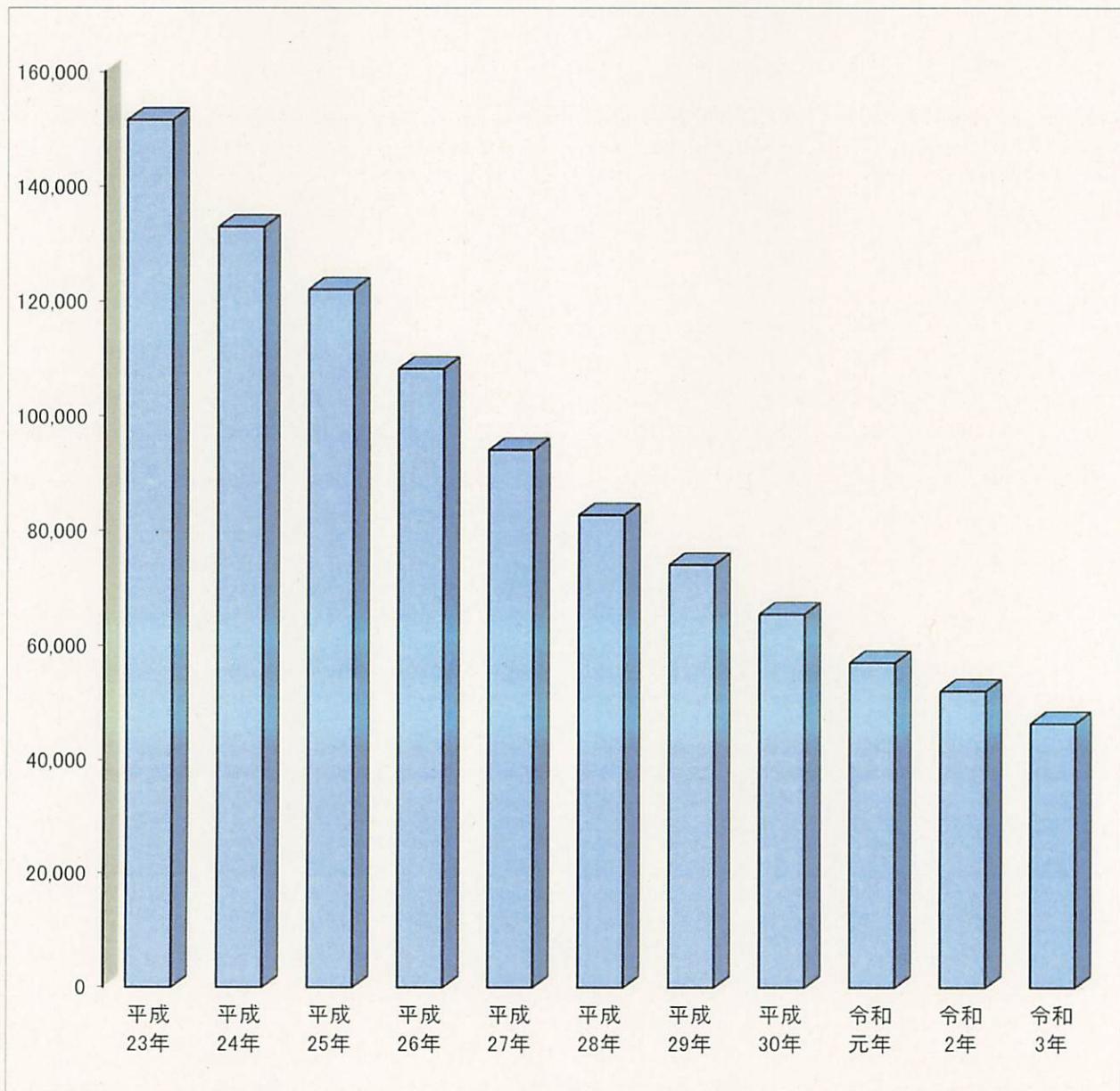
### 家事事件（家庭裁判所）

年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
審判事件	636,758	672,681	734,227	730,608	784,088	835,713	863,884	883,000	907,798	926,829	967,413
対前年比	—	105.6%	109.1%	99.5%	107.3%	106.6%	103.4%	102.2%	102.8%	102.1%	104.4%
調停事件	137,390	141,802	139,593	137,207	140,822	140,640	139,274	135,784	136,359	130,937	132,556
対前年比	—	103.2%	98.4%	98.3%	102.6%	99.9%	99.0%	97.5%	100.4%	96.0%	101.2%
総数	774,148	814,483	873,820	867,815	924,910	976,353	1,003,158	1,018,784	1,044,157	1,057,766	1,099,969
対前年比	—	105.2%	107.3%	99.3%	106.6%	105.6%	102.7%	101.6%	102.5%	101.3%	104.0%



### 少年保護事件（家庭裁判所）

年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新受総数	151,528	132,824	121,914	108,121	93,993	82,603	74,019	65,454	56,975	52,019	46,367
対前年比	—	87.7%	91.8%	88.7%	86.9%	87.9%	89.6%	88.4%	87.0%	91.3%	89.1%



# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 用例集

## 本則関係

「第一条の表中「八五七人」を「八四二人」に改める。」の例.....  
..... 1 ページ

「第二条中「二万千七百七十五人」を「二万千七百四十四人」に改める。  
。」の例.....  
.... 1 ページ

## 附則関係

「この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅  
い日から施行する。」の例..... 1 ページ

## 理由関係

「近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少  
するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、  
裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この  
法律案を提出する理由である。」の例  
..... 1 ページ

令和四年十二月  
法務省大臣官房司法法制部

【「附則」関係】

【「本則」関係】

③「この法律は、令和五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例

①「第一条の表中「八五七人」を「八四二人」に改める。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令

和四年法律第三十号）

第一条の表中「八九七人」を「八五七人」に改める。

②「第二条中「二万七百七十五人」を「二万七百四十四人」に改める。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令

和四年法律第三十号）

第二条中「二万七百七十五人」を「二万七百四十四人」に改める。

【「理由」関係】

④「近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、法律案を提出する理由である。」の例

この法律は、令和四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令

和四年法律第三十号）

第二条中「二万八百一人」を「二万七百五十五人」に改める。

第二条中「二万八百一人」を「二万七百五十五人」に改める。

第二条中「二万八百一人」を「二万七百五十五人」に改める。

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十号）  
令和四年・第二百八回国会提出合本

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

## 【参照条文】

法務省大臣官房司法法制部

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

○裁判所職員定員法

(昭和二十六年三月三十日)

(法律第五十二号)

第十回 通常国会

改正 昭和二六年二月六日法律第二九八号

(裁判所職員定員法)

一一六

裁判所職員定員法をここに公布する。  
裁判所職員定員法  
裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）  
の全部を改正する。

区分	員數
高等裁判所長官	八人
判事	二、一五五人
判事補	八五七人
簡易裁判所判事	八〇六人

五法二六·昭三六法一九·昭三七法一五·昭三八法二五

昭三九法三九・昭四〇法二八・昭四一法二三・昭四二法二六・昭四三法六・昭四四法一〇・昭四五法六・昭四六法七・昭四七法九・昭四八法九・昭四九法一四・昭五〇法一九・昭五一法一九・昭五二法二三・昭五三法二二・昭五四法一七・昭五五法二〇・昭五六法六・昭五七法二六・昭六〇法二〇・昭六一法一六・昭六二法一七・昭五五法二〇・昭五六法六・昭五七法二六・昭五八法一九・昭五九法一一・昭六〇法二〇・昭六一法一六・昭六二法一六・昭六三法一二・平元法一六・平二法一八・平三法一九・昭六四法一九・平五法二三・平六法二六・平七法二法一九・平四法一九・平五法二三・平六法二六・平七法二九・平八法二〇・平九法二五・平一〇法一〇・平一一法二七・平一二法二七・平一三法三・平一四法一〇・平一五法二四・平一六法七・平一七法一三・平一八法一三・平一九法一七・平二〇法一一・平二一法一一・平二二法一一・平二三法一八・平二四法七五・平二五法一六・平二六法一八・平二七法二五・平二八法五一・平二九法一七・平三〇法一四・平三一法一五・令二法二〇・令四法三〇・一部改正)

**第二条** 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万七千七百七十五人とする。

（昭二六法二九八・全改、昭二七法一五五・昭二九法二八七・昭三〇法五六・昭三三法一一五・昭三四法一六八・昭三五法二六・昭三五法一六四・昭三六法一九・昭三七法一五・昭三八法二五・昭三九法三九・昭四一法二三・昭四一法一一・昭四二法二六・昭四三法六・昭四四法一〇・昭

四五法六・昭四六法七・昭四七法九・昭四八法九・昭四九法一四・昭五〇法一九・昭五一法一九・昭五二法二三・昭五三法二二・昭五四法一七・昭五五法二〇・昭五六法六・昭五七法二六・昭六〇法二〇・昭六一法一六・昭六二法一六・昭六三法二二・平元法一六・平二法一八・平三法一九・平四法一九・平五法二三・平六法二六・平七法二九・平八法二〇・平九法二五・平一〇法一〇・平一一法二七・平一二法二七・平一三法三・平一四法一〇・平一五法二四・平一六法七・平一七法一三・平一八法一三・平一九法二七・平一七法一三・平一八法一三・平一九法六〇・平二一法一一・平二四法七五・平二五法一六・平二六法一八・平二七法二五・平二八法五二・平二九法一七・平三〇法一四・平三一法一五・令二法二〇・令三法二〇・令四法三〇・一部改正）

#### 附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

#### 附 則（昭和二六年一月六日法律第二九八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

#### 附 則（昭和四年七月一日法律第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内

において政令で定める日から施行する。

（昭和四年政令第三八〇号で昭和四年一二月三一日か

附 則 (昭和四七年三月二一日法律第九号)

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月三一日法律第一九号）

この法律は 昭和五十年四月一日から施行する

附 則  
(昭和五三年三月三一日法律第一二二号)

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

付 判 (昭和五四年三月三一日去津第一回)

附 賦 (昭和五四年三月二一日法律第七号)

この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則  
(昭和五五年三月三一日法律第二〇号)

この法律は、昭和五十五年四月一日起施行する。

田和三一三在四月一日向旅行了。

附 則  
(昭和五六年三月三日法律第六号)

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則  
(昭和五七年三月二一日法律第二六号)

二〇一九年四月一日 〇〇時〇〇分

この法律は昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則  
(昭和五八年三月三一日法律第一九号)

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 则 (留印五乙年三月三一由去牌第一二號)

附 賦 〔昭和五九年三月三日法律第一号〕

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日法律第二〇号)

この法律は、昭和三十年四月一日から施行する。

この沿岸は昭和二年四月一日から旅行である

附則  
(昭和六年三月一日法律第六號)

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(裁判所職員定員法)

附 則 (平成二一年三月二一日法律第一七号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二一日法律第二一七号)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日法律第三号)

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三一日法律第一〇号)

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月九日法律第二四号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第一三号)

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一三号)

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一七号)

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条 (検察審査会法第七条第四号及び第十六条第一項の改正規定、同法第十七条に一項を加える改正規定、同法第十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第十一一条の改正規定に限る。) 及び附則第五条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第六十二号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(施行の日=平成二一年四月一日)

附 則 (平成二〇年四月一一日法律第一号)

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一一号)

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年四月二二日法律第十八号)

この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二四年九月五日法律第七五号)

この法律は、平成二十四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日法律第一六号)

この法律は、平成二十五年五月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

ずれか遅い日から施行する。

**附 則** (平成二六年四月四日法律第一八号)

この法律は、平成二十六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (平成二七年五月二二日法律第一五号)

この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (平成二八年六月三日法律第五二号)

この法律は、平成二十八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (平成二九年四月二一日法律第一七号)

この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (平成三〇年四月一八日法律第一四号)

この法律は、平成三〇年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (平成三一年四月一六日法律第一五号)

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (令和二年四月二四日法律第一〇号)

この法律は、令和二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** (令和三年四月一四日法律第一〇号)

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

### 立法の目的

近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

### 法律案の概要

判事補の員数を15人減少する。

- 857人 → 842人 (第1条関係)

裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少する。

- 21,775人 → 21,744人 (第2条関係)

※ 事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、裁判所事務官を39人<sup>\*1</sup>増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を70人<sup>\*2</sup>減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少しようとするもの。

\*1 事務官39人 (34人+速記官からの振替5人)

\*2 定員合理化65人+事務官への振替5人

### 施行期日

令和5年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

裁判官の定員数の推移

■判事 ■判事補



裁判所職員定員法の一部を改正する法律案要綱

- 一 判事補の員数を十五人減少すること。  
(第一条関係)
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十一人減少すること。  
(第二条関係)